

新 旧 対 照 表

旧	新
<p style="text-align: center;">「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」開催要綱</p> <p>1 目 的</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）（以下「法」という。）第 16 条の規定に基づき、厚生労働省が構築するレセプト情報・特定健診等情報データベースのデータ（以下、単に「データ」という。）について、法第 16 条第 2 項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針（平成 22 年厚生労働省告示第 424 号）（以下「指針」という。）の第 3 の（1）ただし書の規定に基づいて行うデータの提供に係る厚生労働大臣の審査の際、レセプト情報等の提供に関する有識者会議（以下「本会議」という。）において有識者からの意見聴取を行うこととする。</p> <p>本会議は、医療費適正化計画の作成等に資する調査・分析を行う以外の用途で、データを提供する場合のデータ提供に係る事務処理及び有識者が行う審査基準を定めたレセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン（以下、単に「ガイドライン」という。）についての検討を行い厚生労働大臣に助言するとともに、データの利用申出があった場合に、<u>データ利用の公益性等</u>について検討・意見交換を行い、厚生労働大臣が申出者に対するデータ提供の可否を決定するにあたり、助言することを目的とする。</p> <p>また、本会議の下に審査分科会（以下「分科会」という。）を設置し、データの利用申出があった場合に、データ利用の公益性等について審査を行い、本会議に報告するものとする。</p> <p>2 検討項目</p> <p>（1）本会議は、データを提供する場合のデータ提供に係る事務処理及び標準化並びに有識者が行う審査基準を定めたガイドライン等について専門的な検討を行う。</p> <p>（2）分科会は、申出のあったデータ利用の公益性等について、次の①から⑥までに掲げる事項についてそれぞれ評価し、総合的に勘案した上で、助言する。</p> <p>① データの利用目的</p> <p>② データ利用の必要性等</p> <p>③ データ利用の緊急性</p> <p>④ データ利用申出に関連する分野での過去の研究実績、データ分析に係る人的体制</p> <p>⑤ データの利用場所並びに保管場所及び管理方法</p>	<p style="text-align: center;">「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」開催要綱（案）</p> <p>1 目 的</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）（以下「法」という。）第 16 条の規定に基づき、厚生労働省が構築するレセプト情報・特定健診等情報データベースのデータ（以下、「<u>レセプト情報等データ</u>」という。）について、法第 16 条第 2 項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針（平成 22 年厚生労働省告示第 424 号）の第 3 の（1）ただし書の規定に基づいて行う<u>レセプト情報等データ</u>の提供に係る厚生労働大臣の審査の際、レセプト情報等の提供に関する有識者会議（以下「本会議」という。）において有識者からの意見聴取を行うこととする。</p> <p>本会議は、医療費適正化計画の作成等に資する調査・分析を行う以外の用途で、<u>レセプト情報等データ</u>を提供する場合の<u>レセプト情報等データ</u>提供に係る事務処理及び有識者が行う審査基準を定めたレセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドラインについての検討を行い、厚生労働大臣に助言するとともに、<u>レセプト情報等データ</u>の利用申出があった場合に、公益性等について検討・意見交換を行い、厚生労働大臣が申出者に対するデータ提供の可否を決定するにあたり、助言することを目的とする。</p> <p><u>併せて、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 93 号）第 5 項第 3 号に基づき、厚生労働省が収集し管理する情報である D P C データの提供に係る事務処理及び有識者会議が行う審査基準を定めた D P C データの提供に関するガイドラインについての検討を行い、厚生労働大臣に助言するとともに、D P C データの利用申出があった場合に、公益性等について検討・意見交換を行い、厚生労働大臣が申出者に対する D P C データ提供の可否を決定するにあたり、助言することを目的とする。</u>また、本会議の下に審査分科会（以下「分科会」という。）を設置し、<u>レセプト情報等及び D P C データ</u>（以下、単に「データ」という。）の利用申出があった場合に、データ利用の公益性等について審査を行い、本会議に報告するものとする。</p> <p>2 検討項目</p> <p>（1）本会議は、データを提供する場合のデータ提供に係る事務処理及び標準化並びに有識者が行う審査基準を定めた<u>レセプト情報等データ</u>提供に関するガイドライン及び D P C データの提供に関するガイドライン等について専門的な検討を行う。</p> <p>（2）（略）</p>

⑥ データ分析の結果の公表の有無

3 構成

- (1) 本会議は、別紙のとおり、医療経済、生活習慣病対策、統計分析、臨床研究倫理、医薬安全対策、個人情報の保護等の分野の有識者のほか、関係団体の代表者で構成する。
構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 分科会は、別紙のとおり、データ利活用に精通した各分野の有識者のほか、関係団体の代表者で構成する。
構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 本会議又は分科会の座長は、本会議又は分科会の構成員の中から互選によりそれぞれ選出することとする。座長は、本会議又は分科会の事務を総理し、本会議又は分科会を代表することとする。
座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代行することとする。
- (4) 本会議及び分科会は、案件の内容に応じ、補的に専門家による意見陳述、関係資料や意見書の提出等を求めるほか、必要に応じ、本会議の議決を経た上で臨時構成員を委嘱する。
- (5) 構成員に欠員が生じたとき新たに任命された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営

- (1) 本会議は、必要に応じ、随時開催する。
- (2) 分科会は、申出状況を考慮した上で、3月及び9月に開催する。
- (3) 本会議及び分科会の座長は、必要に応じ持ち回りによる開催とすることができる。
- (4) 本会議は、個人情報の保護の観点から特別な配慮が必要と認める場合を除き、公開で行う。
- (5) 分科会は、利用申出の対象となる情報について、個人情報の保護の観点から特別な配慮が必要と認められるので、非公開で行う。
- (6) 本会議及び分科会の庶務は、厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室において処理する。
- (7) 1 から 4 までに定めるもののほか、本会議及び分科会の運営に関し必要な事項は、座長が本会議に諮って定めることとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

3 構成

- (1) ~ (5) (略)

4 運営

- (1) ~ (5) (略)

- (6) 本会議及び分科会の庶務は、厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険システム高度化推進室において処理する。

- (7) (略)

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月〇日から施行する。

新 旧 対 照 表

旧	新
<p style="text-align: center;">「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」運営規程</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第1条 レセプト情報等の提供に関する有識者会議（以下「本会議」という。）開催要綱に定めるもののほか、本会議及び審査分科会（以下「分科会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>(定足数)</p> <p>第2条 本会議及び分科会は、構成員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、取りまとめを行うことができない。ただし、第6条に規定する意見書の提出があった者（構成員に限る。）は、出席したものとみなす。</p> <p>(議事のとりまとめ)</p> <p>第3条 分科会に関する議事については、座長を含めた出席した構成員の賛否の数及び意見の概要をもって取りまとめることとする。</p> <p>2 本会議に関する議事については、座長を除く出席した構成員の過半数をもって取りまとめ、可否同数のときは、座長の取りまとめるところによる。</p> <p>(構成員の留意事項)</p> <p>第4条 構成員は、原則として、自らが行う又は自らが所属する機関（所属する機関が大学の場合には所属する学部、研究学科又は研究室等）に所属している者が行うレセプト情報等提供依頼申出に対する可否の検討に参加することはできない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、座長が必要と認めた場合にあつては、当該構成員は、レセプト情報等の提供依頼申出に対する可否の検討に参加することができる。ただし、この場合にあつても、当該構成員は、前条に規定する取りまとめには参加しない。</p> <p>3 構成員は、任期中及び任期終了後において、構成員として知りえた情報を自ら利用し、又は他に漏らしてはならない。ただし、既に公表されている情報についてはこの限りではない。</p> <p>(欠席構成員の意見提出)</p> <p>第5条 構成員は、やむを得ない理由により、本会議又は分科会に出席できない場合にあつては、議事となる事項について、あらかじめ意見書を提出することができる。（議事録の原則非公開及び議事要旨の公開）</p> <p>第6条 本会議及び分科会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 会議の日時及び場所 二 出席した構成員の氏名 三 議事になった事項 	<p style="text-align: center;">「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」運営規程（案）</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 <u>本規程は、レセプト情報等の提供に関する有識者会議（以下「本会議」という。）開催要綱に定めるもののほか、本会議及び審査分科会（以下「分科会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 分科会に関する議事については、座長を含めた出席した構成員の賛否の数及び意見の概要をもって取りまとめることとする。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>なお、継続した議論の結論については、原則座長の取りまとめるところによる。</u></p> <p>2 本会議に関する議事については、座長を除く出席した構成員の過半数をもって取りまとめ、可否同数のときは、座長の取りまとめるところによる。</p> <p>(構成員の留意事項)</p> <p>第4条 構成員は、原則として、自らが行う又は自らが所属する機関（所属する機関が大学の場合には所属する学部、研究学科又は研究室等）に所属している者が行うレセプト情報等提供依頼申出に対する可否の検討に参加することはできない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、座長が必要と認めた場合にあつては、当該構成員は、<u>レセプト情報等及びDPCデータの提供依頼申出に対する可否の検討に参加することができる。</u>ただし、この場合にあつても、当該構成員は、前条に規定する取りまとめには参加しない。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p>

- 2 分科会の検討にあたっては、提供依頼申出者の独自の研究方法に係る事項や特定の集計方法により特定個人の識別可能性が高まるなどのそれ自体公開することが望ましくない事実等が議事に含まれうるため、議事を非公開とした場合においては、議事録（資料等を含む。以下、この条において同じ。）は原則非公開とする。
- 3 本会議の議事を公開とした場合においては、議事録は原則公開とする。ただし、座長は、個人情報保護の観点から特別な配慮が必要と認める場合等にあつては議事録の全文又は一部を非公開とすることができる。
- 4 第2項又は前項の場合で議事録の全部又は一部を非公開とした場合において、座長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（補足）

第7条 この規程に定めるもののほか、本会議及び分科会の議事運営に関し必要な事項は、本会議の座長が本会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月〇日から施行する。